

倉吉市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第2項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和6年10月1日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（15事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
135	鳥取県東伯郡琴浦町浦安 444-9	合同会社 ニシモト	代表社員 西本 伸二
136	鳥取県東伯郡湯梨浜町宇谷 581-5	有限会社 戸羽建設	代表取締役 戸羽 貴広
137	鳥取県鳥取市江津 971-5	林設備	代表者 林 宏祐
139	鳥取県倉吉市西倉吉町 477-4	タカハシ管工 株式会社	代表取締役 高橋 哲也
140	鳥取県東伯郡三朝町西小鹿 1148	株式会社 すばる住設	代表取締役 吉田 秀二
141	鳥取県倉吉市大河内 369-2	株式会社 ウォーターワークス	代表取締役 川福 研二
144	鳥取県鳥取市千代水 2丁目 61-1	三菱電機システムサービス 株式会社	責任者 谷 昌稔
145	鳥取県鳥取市岩吉 96-30	株式会社 蒼進	代表取締役 大家 一宏
146	広島県広島市中区鶴見町 8-57 N-Vision 本社ビル	株式会社 N-Vision	代表取締役 中村 信幸
147	鳥取県東伯郡北栄町江北 2348-3	イソエ設備	代表者 磯江 涉
148	鳥取県東伯郡北栄町国坂 115-10	マキタ設備	代表者 牧田 克明
149	東伯郡湯梨浜町南谷 429	TBUILD 株式会社	代表取締役 吉川 和之
151	鳥取県米子市淀江町今津 152-1	株式会社 クラシアン山陰営業所	所長 横溝 直寛
152	広島県広島市中区上八丁堀 8-8 第1ウエノヤビル 6F	株式会社 アクアライン	代表取締役 大垣内 剛
153	鳥取県米子市両三柳 2360-9	シンセイ技研 株式会社 米子営業所	所長 岩本 訓

2 指定の効力を失った倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（1事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
143	鳥取県鳥取市千代水 2丁目 130	株式会社 ヤマタホーム	代表取締役 山田 時好

3 更新した日又は効力を失った日

令和6年9月30日

4 更新後の指定の有効期限

令和11年9月29日まで